広島県土地造成事業管理規程第二号

広島県土地造成事業決裁規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県土地造成事業決裁規程

第一章 総規

(総則)

のほか、 事(以下「知事」という。 広島県土地造成事業(以下「土地造成事業」という。) この規程の定めるところによる。)の権限に属する事務の決裁については、 の管理者の権限を行う知 別に定めるもの

(定義)

第二条 よる。 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところに

- 権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。 決裁 知事の権限に属する事務の委任を受けた者(以下「受任者」という。)
- 称する。)が不在(欠けた場合を含む。以下同じ。)の場合に、決裁権者が決裁す 専決 代理決裁 特定の事務について、常時知事又は受任者に代わつて決裁することをいう。 知事、受任者又は専決をすることができる者(以下 「決裁権者」と総
- 号。以下「組織規程」という。)別表の職名の欄に掲げる局長をいう。 局長 広島県土地造成事業組織規程 (令和四年広島県土地造成事業管理規程第

べき事務について、一時決裁権者に代わつて決裁することをいう。

- 五 総括官 組織規程別表の職名の欄に掲げる総括官をいう。
- ハ 課長 組織規程別表の職名の欄に掲げる課長をいう。
- 務に従事するものをいう。 グループリーダー 組織規程別表の職名の欄に掲げる主査等のうち、

(決裁の手続)

第三条 事務は、 原則として、 直属の上司の意思決定を経て、 決裁を受けなけれ ばならな

(専決又は代理決裁に関する原則)

- 第四条 ただし、次の各号に掲げる場合には、 事務は、次章以下に定めるところによ 専決又は代理決裁することができない 9 専決又は代理決裁することが
- 特命があつた場合
- 二 事案が重要又は異例と認められる場合
- 事案について疑義若しくは紛議があり、 又は紛議を生じるおそれがある場合
- した事項については、必要に応じ、上司に報告しなければ ならない。
- 3 代理決裁した事項につい ては、速やかに決裁権者の後閲を受けなければならない。 た

だし、あらかじめ、 決裁権者の承認を得た事項につい ては、 この 限りでな

(局長につい ての代理決裁の特例

第五条 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、 同項第二号又は第三号に掲げる場合においても、 代理決裁することができる。 局長は、事案が急施を要するときは

(代理決定についての準用)

第六条 第四条第一項及び第三項の規定は、 定の代理について準用する。 決裁権者の承認を得た事項」とあるのは、 この場合において、同条第三項ただし書中「あらかじめ、 決裁にいたるまでの手続過程における意思決 「軽易な事項」と読み替えるものとする。

第二章 本庁

第一節 専決

(局長の専決事項)

第七条 局長は、所掌事務に関して、次に掲げるものを除き、 専決することができる。

- 土地造成事業の総合企画及び運営に関する一般方針の樹立
- 重要な儀式及び表彰の計画及び執行
- 三 議会の議決又は議会に対する報告を要する事項
- 規程及び訓令の制定及び改廃
- 五. 土地造成事業組織の編成及び職の設置
- 六 重大な災害についての対策の樹立
- 予備費の使用
- 九八七 一件五億円以上の工事の執行
- 価格の決定 土地の取得費が五億円以上となる事業に係る土地 \mathcal{O} 取得に 0 V て、 標準 地の 単 位
- 予定価格七千万円以上の)の取得及び処分 公有財産、 物品及び債権並び に基金 (以下 「財産」 とい
- 賃貸借又は使用許可 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額一千万円以 £ 一の財産 (物品を除 \mathcal{O}
- 課長 職員の分限(休職を除く。課長(課長相当職を含む。 以上の職員の任免
- 十三 及び懲戒
- 局長(局長相当職を含む。 次号において同じ。 \mathcal{O} 週間を超える県外旅行

令及び報告の受理

士五 局長の服務

(課長等の専決事項)

課長は、 所掌事務に関 L て、 別 表第一 に 掲げる事項 つい て専決することが

することができる。 総括官は、 局長専決事項のうち、 局長が知事の承認を得て指定するも Ď に 0 V て専決

- 3 することができる。 参事は、課長の専決事項のうち、 課長が局長の承認を得て指定するものについて専決
- 4 項について専決することができる。 軽易な事項について、課長が局長の承認を得て指定するもの及び別表第二に掲げる事 グループリーダーは、所掌事務に関して、別表第一に掲げる課長の専決事項のうち、
- 5 ることができる。 前各項の規定によりがたい場合は、局長は、 知事の承認を得て、 専決事項を別に定め

第二節 代理決裁

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)

第九条 順位者が代理決裁することができる。 げる第一順位者が代理決裁し、 決裁権者が不在の場合は、 第一順位者も不在のときは、 次表第一欄に掲げる決裁区分に応じ、同表第二欄に掲 同表第三欄に掲げる第二

	課長				総括官	局長	知事	決 裁 区 分
課員	課長があらかじめ指名する				主務課長	主務総括官	局長	第一順位者
		う。)	「商工労働総務課長」とい	商工労働総務課の長(以下	組織規程第四条に規定する	主務課長	主務総括官	第二順位者

第三節 代理決定

(代理決裁に関する規定の準用)

別表第一 第十条 (第八条関係) 前条の規定は、 決裁にいたるまでの手続過程における意思決定につい て準用する。

四三二一
広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)第七条第一項及び第二項法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付法令に基づく各種届出及び報告の受理

は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等

- 六 審議会等の運営
- 七 訴訟代理人の指定
- 八 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
- 九 講習会、講演会、打合せ会等の開催
- 十 事実の証明及び謄本、抄本等の交付
- 十一 告示、公告その他の公示
- 十二 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等
- 十三 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
- 十四 一件二億円未満の営繕工事の起工
- 十五 を受けたものに限る。 一件二億円未満の $\overline{}$ 工事の執行 (営繕工事を除く工事につい ては、 起工の 承認
- 十六 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、 成績書、 決算書等の 提出
- 十七 予定価格二千万円未満の財産の取得及び処分
- 予定価格二千万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知
- 十九 単位価格の決定 土地の取得費が二億円未満である事業に係る土地の取得につい て、 標準 地 \mathcal{O}
- コーラミデオスはヨート)
- <u>二</u> 十 を除く。 の賃貸借及び使用許可(三千平方メー 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額三百万円未満の の賃貸借及び使用許可の 更新 トル未満のものに限る。 財 産)並びに財産 物物 品を除く。 (物品
- 二十一 寄附受納(物品を除く。)の諾否の決定
- 二十二 一件二億円未満の損失補償
- 一十三 使用料、 手数料及び負担金の 減免並びに利用料金の減免基準の 決定
- 二十四 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託
- 二十五 公有財産の所属換え、 会計換え、 分類換え及び分掌変更
- 二十六 県税外収入金の徴収
- 二十七 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令
- 二十八 広島県職務発明規則 (昭和五十六年広島県規則第二十五号) の規定による
- 認定、決定及び通知
- 二十九 職員の事務分担の決定
- 三十 職員の職務専念義務の免除、 第四十九号) 第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定 休暇の 承認及び労働基準 法 (昭和二十二年法律
- 三十一 職員の旅行の命令及び報告の受理
- 三十二 職員の休憩時間の短縮
- 三十三 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認

三十五 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の 制限

三十六 職員の部分休業の承認及び取消

三十七 職員の扶養親族の認定

三十八 職員の住居手当、 通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定

三十九 職員の身分、 給与及び通勤の証明

四十 非常勤の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。 の任免

四十一 預り金、有価証券及びたな卸資産の出納通知

四十二 第十四号、 第十五号、 第十七号、 第二十号及び第二十二号に掲げる事項の

か、 予算の執行

四十三 前各号に掲げる事項のほか、 事務の内容が前各号に類すると認められるもの

別 表第二 (第八条関係)

プ IJ ダ 車 決 事

項

軽易な届出及び報告の受理

軽易又は定例的な講習会、講演会、 打合せ会等の 開催

 \equiv 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、 抄本等の交付

兀 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、 資料の

六 五 軽易な申請、 報告、催告、通知、照会、 回答、 届出等

旅費に係る収入の通知及び支出命令 (情報システムを用い て職員の 旅行に 関す

る事務を一体的に処理するものを除く。

七 職員に対する職員き章の交付

九八 一件五十万円未満の収支の原因となる行為に関すること

定するグループのリーダーは千五百万円未満)の収入の通知及び支出命令 収支の原因となる行為について決裁を経たものの一件五十万円未満 (局長が指 (職員

に支給する旅費に係るものを除く。

一件五十万円未満の支出に関する検査職員の指定

予定価格五十万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知

予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分

十三 各種台帳等の調整及び縦覧並 びに閲覧の許可等

十四四 所掌事務に関する付随的事項で軽易なも の の 処理

則

規程は、 公布の 日 から施行する。